



福島労基発0815第4号
福島労雇均発0815第1号
令和4年8月15日

福島県中小企業団体中央会
会長 満田 盛護 様

福島労働局労働基準部長

福島労働局雇用環境・均等室長

(公印省略)

福島県最低賃金の引き上げと令和4年度業務改善助成金の周知について

労働行政の運営につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

福島県最低賃金については、10月6日より、時間額858円(30円引き上げ)となる予定であり、最低賃金引き上げに向けて中小企業・小規模事業場の環境整備のための助成制度である業務改善助成金につきまして、別添リーフレットを活用のうえ周知していただきますようお願いいたします。

なお、業務改善助成金については、10月5日までは、事業場内最低賃金が「時間額828円から858円で労働者を雇っている」事業場が、労働者の賃金を30円以上引き上げて、設備投資をする場合、その設備投資額の80%以上を補助するものですが、10月6日以降は、福島県最低賃金が858円に引きあがることから、「時間額858円から888円で労働者を雇っている」事業場が、支給対象となります。

そのため、10月5日までに事業場内最低賃金の引き上げを行う事業主の方々には、早めに福島労働局雇用環境・均等室あてに申請を提出していただけるように併せて周知・広報の協力をお願いいたします。

詳細については、下記の担当者に問い合わせをお願いいたします。

【担当者】雇用環境・均等室 坂内 TEL 024-536-4609